

■ 令和 6・7 年度四万十市立東山小学校屋内運動場長寿命化工事（建築主体工事） 第4回設計変更理由書

費目			変更理由	備考
1	A4	コンクリート工事	「基礎コンクリート」について、男子トイレ地中梁形状変更、土間斜めから立上りに変更したため数量を変更する。	
2	A5	型枠工事	「普通型枠」について、土間斜めの型枠数量で計上していたため、変更する	
3	A8	木 工 事	「アリーナ AW-1木格子)」について、既存利用予定だった鉄格子の変形が大きく、新サッシ額縁内に納まらない為、木格子を追加する。	
4	A9	屋根・樋・板金・外壁工事	「樋 軒樋 塩ビ鋼板 t=0.8 折版葺用」について、メンテナンスを考慮し第 1 回変更によりアルミ露出型に変更したため、削除する。	
5	A12	木製建具工事	「戸当たり金物」について、アリーナ内の安全性を考慮し開き戸の戸当たり金物を戸当りゴムに変更する。引き戸については戸当り金物設置不可のため、戸当りゴムに変更する。	
6	A14	塗 装 ・ 防 水 工 事	「木部 OC塗」について、AW-11の木格子、WD-5のカーテンBOX追加により塗装を追加する。	
7	A14	塗 装 ・ 防 水 工 事	「鉄骨部 EP-G塗」「鉄部磨き」について、AW-11の格子を既存利用予定だった鉄格子から木格子に変更したため、削除する。	
8	A17	カーテン工事	アリーナー玄関間のWD-5にカーテン、レール追加。	
9	A20	その他工事	「カーテンBOX」について、アリーナー玄関間のWD-5カーテン追加に伴い、カーテンBOXを追加する。	
10	A22	自転車置き場3屋根葺き工事	既存屋根が経年劣化により再利用不可であったため、新たに葺き替えを行う。	
11	B3 B4 B5	積込費、運搬費、処分費	樹木伐採の処分数量が、A21側溝・柵工事の樹木伐採（処分含む）と重複していたため、減とする。	